

令和元年

10月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和元年10月定例総会 会議録

1 日 時 令和元年10月15日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田市総合文化センター 412号室

3 出席委員（24名）

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員			
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員			
			17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員			
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員（4名）

6番	佐藤 良	委員	15番	荘司太一郎	委員	16番	須田 正弘	委員
24番	五十嵐 亨	委員						

5 事務局職員出席者

事務局次長 加藤広晃 農地主査兼係長 阿彦智子 主任 佐藤 聖
専門員 石塚 裕 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第43号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について
議第44号 農用地利用集積計画について
議第45号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について

開 会
(午前 9時30分 開会)

○加藤事務局次長

おはようございます。

それでは、ただいまから令和元年10月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
開会に当たりまして、会長のほうからご挨拶をよろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○加藤事務局次長

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条の規定によりまして、会長が務めることとなっております。それでは、五十嵐会長、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、6番、佐藤良委員、15番、荘司太一郎委員、16番、須田正弘委員、24番、五十嵐亨委員の4名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、3番、白畑ちか子委員、4番、伊與田明子委員の両名をお願いいたします。

報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○加藤事務局次長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、(1)農地法第3条の3届出書の受理について12件、(2)農地法第5条届出書の受理について1件、(3)地目変更登記に係る照会に対する回答について3件、(4)解約6件、(5)農地法第18条第6項の規定による通知受理について、以上22件について担当が説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書1ページをお開きください。(報告事項を朗読説明する)
報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○加藤事務局次長

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請については、4件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について、担当より説明させていただきます。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、11ページをごらんください。

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田21番、一時転用の申請となるものでございます。十里塚の畑1筆につきまして、部分的に一時転用の申請となるものでございます。場所は白地でございます。

なお、申請事由はドコモの電波鉄塔が立っている場所の道路を挟んだ向かいの箇所、鉄塔の塗りかえ作業のための現場事務所及び資材置き場、車両駐車場敷地として利用するために、一時転用2カ月の賃貸借の権利設定となるものでございます。農地区分は小規模で生産性の低い農地であることと公共投資の対象外となっている地域であることから2種と判断しておりまして、許可基準を満たすものと考えております。

なお、別添資料をごらんいただきたいと思っております。2ページに位置図、字切図、3ページに案内図がございます。

案内図のほうでごらんいただくと、国道112号で十里塚の信号と墓地とが付近にあるところでございます。ちょうど図面の112号のマークが出ているところ、右側のところにドコモの鉄塔が立っておりまして、道路を挟んだ向かいの畑の1筆の一部を今回一時転用申請するものでございます。

なお、字切図をごらんいただきますと、太枠で囲んである箇所400平米をこのたび一時転用申請になりますが、1筆全体としては980平米ということでございます。

続きまして、酒田22番、酒田23番、関連ありますので、あわせてご説明申し上げます。

酒田22番、23番とも別添資料の4ページ、5ページをお開きください。議案書とあわせてごらんいただきたいと思っております。

案内図のほうから申し上げますが、場所が広野の農業共済組合の建物がある福岡の集落地内となっているところでございます。

字切図をごらんください。こちら酒田22番にあります広野字福岡が太枠の上の箇所、そして、酒田23番の字福岡164番が下の箇所となっているところでございます。申請事由としまして、太陽光発電パネルの設置敷地として、このたび所有権移転の申請となるものでございます。

なお、農地区分が公共投資の対象外となっている小規模で生産性の低い地域であることから、2種と判断しておりまして、許可基準が周辺のほかの土地に立地するのが困難と考え、許可基準を満たすものと判断してございます。

なお、所有権移転の単価については、別添資料の1ページ目に載せてございます。10アール当たり60万5,000円ということになっております。

また、別添資料の4ページにお戻りいただきたいのですけれども、字切図のほうで申し上げますと、太枠の上のほう、ちょうど撮影方向①と書いてあるほうに道路がございます。そして、このたび酒田23番の申請人となっている方の居宅が下のほうにございます。ちょうどその南側、居宅のほうに向かってパネルを角度30度で設置するところでございまして、枚数は324枚、設置方法は支柱のアルミ製の差し込みスクリー式ということございまして、それに伴っての草刈り費用も年間6

万円ほど計上されているところをございました。

参考までに売電価格は18円単価で20円の設定となっているところをございます。

また、ことしの7月31日に東北電力の認可及び1月28日には東北経済産業局の認可を受けております。

土地の関連で申し上げますと、163番が農地となっております、この農地の方からの同意をいただいているところであります。

また、字福岡自治会及び地元の農振会長からの同意書もいただいております。さらに、地域の居住者の方には譲り受け法人のほうで口頭説明済みでありまして、トラブルがあった際も自社対応ということで聞いております。

また、雨水関係については道路脇の側溝へ自然流下の予定でございます。

なお、こちら酒田21、22、23とも、後ほどスライドを上映して詳しく説明させていただきたいと思っております。酒田は以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続きまして、平田です。

平田5番、先ほど解約届があったものです。申請地は砂越字館ノ内、田1筆、208平方メートルです。

申請目的は住宅敷地です。一般住宅1棟を新築するもので、延べ床面積は102.04平方メートルです。権利は所有権移転、農地区分は白地で第2種農地の判定をしております。判断理由としては、第3種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内農地であるというものです。

許可基準は、日常生活上、必要な施設で、集落に接続しているというものです。

別添資料をごらんください。売買価格、平田5番、10アール当たり1,442万3,000円です。

それでは、同じく別添資料の6ページ、7ページをごらんください。

6ページ、位置図、西側に砂越と記載あるところが砂越駅です。申請箇所は砂越駅から1キロほど東へ進んだ砂越と飛鳥の境で、東側数百メートルのところに南平田小学校、平田総合支所が立ち並ぶ市道から、南へ100メートル1本入った道路に当たります。7ページ、案内図をごらんください。案内図をごらんいただくと、北側に西からマックスバリュ、仮設機材工業、薬王堂が立っております。その道路を1本入ったところ、申請地の西側に阿部の記載がある住宅が現在同居中の譲受人の妻の実家になります。

それでは、6ページ、字切図をごらんください。

申請地、登記地目は田で、土地改良区から意見書をいただいております。

申請地に隣接している農地としては南側になりますが、隣接所有者、耕作者から同意をいただいております。耕作者が同意しない理由としては日照が悪くなるという理由で、所有者は耕作者に任せているので、耕作者が同意しなければ同意しないというものです。

この同意書は酒田市独自の書類になりますが、周辺農地への被害防除に妥当性があるか、営農条件に支障を生じるおそれがあると認められるかどうかを審査するに当たり、被害防除計画書という書類がございます。受け人が記載するものですが、その被害防除計画書には、建設する住宅は北側に位置するので日照に影響がない旨の記載や一般的な住宅の高さであること、境界から緩衝地として3.6メートルを設ける旨の説明がありました。

このことから、周辺農地への被害防除措置は妥当性があると考えます。

それでは、スライドでご説明いたしますので、審議の参考にしていただきますようごらんください。

(スライド準備)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。10月8日に第6班による農地調査委員会を行っております。

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請については、農地調査委員会では許可することに

特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。地元農業委員から現地調査の結果報告を願います。転用担当からということで、酒田21番、願います。

○佐藤主任

酒田21番につきまして、五十嵐亨委員と主査、私と3名で9月に現地調査を実施いたしました。こちらのほう、一時転用であり、白地であるために周囲にも影響ないということで問題ないと判断いたしております。
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

続いて、酒田22、23番については関連があります。私の地区担当ですので、私のほうから報告いたします。

じゃ、25番、五十嵐です。

先般、事務局2名と私とで現場を確認しております。いろいろ周囲との説明、同意等、農振協議会、隣地農地の関係も全てクリアしておりまして、地域では何の問題もないと考えておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

続いて、平田5番について、9番、土田治夫委員、願います。

○9番 土田治夫委員

9番、土田です。

事務局3名と私の4名で現場視察しました。先ほど説明にあったとおり、残念ながら隣地の方から承諾をもらえませんが、耕作するに当たっては、日照の問題は何もなく、雨水も別に畑に流れ込むというようなことではないようですし、耕作上は問題ないのかなと思います。今、耕作されている方もそんなにふだんは何でもない方なんですけれども、ちょっと私が推測するところ、何か感情的なものが発生したのかなと私が勝手に思っている次第ですけれども、まず、迷惑がかかるような農地ではないので、よろしくご審議したいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

何かご意見、ご質問のある方、願います。

質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第42号について、許可決定といたします。

議第43号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について

続きまして、議第43号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてを上程の上、議題いたします。

事務局の説明を願います。

○加藤事務局次長

総会資料12ページです。

議第43号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、1件の申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について事務局より説明させていただきます。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議第43号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてです。

申請人は両羽町の法人です。

土地の表示をごらんいただきますとおり、12筆ございます。平成31年3月20日付で11筆分を既に5条許可をいただいているところがございます。

用途は砂採取の地域となっているところです。このたび、一番下にあります坂野辺新田字地続山、畑1筆分を追加で申請する計画変更となっているものでございます。なお、それに伴いまして転用面積については1,807平米の拡大、採取量は1万1,337立米の増となるものでございます。

詳細につきましては、別添資料をあわせてごらんいただきたいと思います。8ページ、9ページに位置図、字切図、全体計画図を載せてございます。

最初に、位置図のほうから申し上げます。

場所が、日本海東北自動車道を右にすぐ見る位置でJA袖浦さん及び袖浦さんのカントリーが近くにあるところがございます。

そして、9ページの全体計画図をごらんいただきますと、これまでも何度か砂採取の申請があった箇所になってございます。一番北側のところにありますところは、既に採取が行われ、何年かたっているところがございます。そして、南側のほうに1期目、2期目とありますが、こちらは去年、おとしあたりからの採取が始まっているところがございます。今回は31年3月に許可がありました3期目のところをまた、北側に向かって1筆追加するものでございます。

なお、全体計画図の見方としましては、北側のほうに広くありますところに斜線で書かれているもの、そのまた左下、そのまた下のところに2期目とあるところに書かれているものが、将来、防風林帯を設置する予定というところで図面表示しているものでございます。

なお、この地域については平成30年11月に予備調査が行われておりまして、今回の追加の部分については、10月24日に県庄内総合支庁の許可、そして、諮問会議に上程の予定となっているところがございます。

今回の計画変更の内容につきましては、字切図をご参照ください。太枠で囲んでございます。その左わきにあるところが、地番で申し上げますと、坂野辺新田字地続山、その下、3筆と、ここは並んでいるところがございます。この箇所の採取量を今回増加するという事で、おのずと砂利採取の計画上、のり面の確保のために今回、追加するものでございます。

なお、のり面は掘削深が5メートルを超え、7メートル相当に達する予定でありますので、小段を設けることから、この箇所からの採取を行うものではなく、その手前のところからの採取のほうが多い予定となっているものでございます。

なお、今回、計画変更に伴って、本来ですと新たな筆の追加ということで新規で申請するべきという考え方もございますが、この地域につきましては、北側にあります既に採取された地域及び1期目、2期目のところから3期、4期、5期と全部採取した後に、全部このところを平らに整地して、その後に排水管及び防風林帯を設置してからの営農開始ということでございますので、なるべく早く営農開始がされることを鑑みまして、このたび、計画変更として申請させていただくところでございます。

なお、詳細につきましては、スライドでごらんいただきたいと思います。（スライド上映）
スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ちょっと休憩します。

午前 10時 16分 休憩

午前 10時 17分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

それでは、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第43号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第43号について、許可決定といたします。

議第44号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第44号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○加藤事務局次長

議案13ページからになります。

議第44号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転、2件、(2)所有権の移転、これは同時設定の特例でございます、これが1件。(3)利用権の設定、2件。続きまして、2、農地中間管理事業、(1)利用権の設定、21件の計画の申し出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、事務局より説明させていただきます。

○阿彦農地主査兼係長

では、議案書13ページになります。議第44号 農用地利用集積計画についてです。

1番、一般事業、(1)所有権の移転です。

公告予定日は令和元年10月17日の予定となっております。

南遊佐2番、千代田の田んぼ1筆につきまして10アール当たりの対価が63万7,522円、総額で35万円の売買となるものです。移転時期、支払い時期は10月25日の予定です。

続いて、上田の1番、安田の田んぼ2筆について10アール当たりの対価が60万円で、総額146万7,600円での売買となります。移転時期、支払い時期は10月20日の予定です。

14ページ、ごらんください。

同じく一般事業の(2)所有権の移転、同時設定の特例となるものです。

公告予定日は10月17日の予定です。

平田の1番です。砂越の田んぼ1筆について10アール当たり50万円の対価、総額で151万3,000円での売買となるものです。移転時期、支払い時期は10月31日の予定です。なお、譲受人については農地所有適格法人の構成員でありますので、後ほど16ページの平田1番に出てまいります。同時設定で賃貸借を法人について行うものでございます。

続けます。15ページをお開きください。

(3)の利用権設定です。10月17日の公告予定日です。

袖浦の28番、酒田市袖浦農協を通しての賃貸借の設定になります。10アール当たり賃借料は9,000円、期間は5年となります。先ほど解約で出てまいりましたが、このたび、息子さんへの移転の設定となるものでございます。

八幡、お願いします。

○ 八幡総合支所 石塚専門員

八幡地区を申し上げます。

八幡78番、JA通しで田んぼ5筆につきまして賃借料1万1,000円、10年の新規のものでございます。八幡は以上です。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、16ページをごらんください。

2番の農地中間管理事業になります。(1) 利用権の設定です。10月17日の公告予定日です。

先ほどの1.一般事業の(2)所有権の移転(同時設定の特例)からの関連になる平田の1番です。先ほどの譲受人からやまがた農業支援センターへの貸し付けを行います。10アール当たりの賃借料は1万1,000円、期間は10年となります。

続きまして、南遊佐から申し上げます。ここから全件、やまがた農業支援センターへの貸し付けとなります。この南遊佐4番、5番、6番、7番、めくっていただきまして、南遊佐8番、西荒瀬2番まで10アール当たりの賃借料は1万1,000円、期間は10年となるものでございます。

それでは、17ページの中ほど、申し上げます。

本楯の1番です。こちら賃借料が4,000円と1万1,000円がございまして、期間は10年です。

本楯の2番は1万1,000円の賃借料、10年の設定です。18ページになります。

本楯の3番は1万1,000円の賃借料の10年です。

続いて、東平田の11番は4,000円の賃借料が混在しております。10年の設定です。

その下、中平田6番、広野の2番については10アール当たり賃借料が1万1,000円、10年間の設定となります。酒田は以上です。

○八幡総合支所 石塚専門員

続いて、八幡を申し上げます。

八幡1番から八幡4番までは賃借料1万1,000円になります。

八幡5番、八幡6番につきましては賃借料6,000円という内容でございます。

八幡は以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続きまして、20ページです。

平田6番、こちらは3,000円、10年です。

平田7番、1万1,000円、10年です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第44号 農用地利用集積計画については、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

審議に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。酒田市袖浦農業協同組合を経由した転貸の議案について審議します。

19番、五十嵐弘樹委員は議長が指名した以外の発言と採決参加について制限いたしますので、ご注意ください。

それでは、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

酒田市袖浦農業協同組合を経由した転貸の議案について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、酒田市袖浦農業協同組合を経由した転貸の議案については、計画決定といたします。

19番、五十嵐弘樹委員の発言と採決参加についての制限を解除いたします。

続きまして、これまで計画決定した議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第44号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第44号 農用地利用集積計画について、計画決定といたします。

議第45号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について

続きまして、議第45号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○加藤事務局次長

議第45号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定により作成することが求められているものです。

詳細につきましては、担当より説明させていただきます。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書の22ページのほうから詳細のものが載っておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

22ページから25ページまでが新規の案件でございます。26ページについては移転の内容となっております。

なお、今回の詳細な内容については、総括的な内容については別添資料の11ページのほうに総括表をつけてございます。

貸し付けの総筆数は130筆。面積は39万6,719平米でございます。借り受けの実人数については25人、うち法人数は8法人となっております。面積などはごらんのとおりです。

また、議案書の22ページから26ページの内容につきまして、計画案の記載方法は農地の地区別ではなく借受者ごとに整理した一覧表となっております。

皆様ご存じのとおり、7月に各地区でのマッチング会議を経まして、去る9月6日の本店会議で全

体のマッチング案を決定し、やまがた農業支援センターに提出しております。このたび、センターから適正と認められる旨の通知と利用集積計画と配分計画案を求められたため、これを作成するものでございます。

先ほど、議第44号で決定いただきました利用集積計画によって、出し手から中間管理機構であるやまがた農業支援センターに借り受けた農地を、この配分計画によって受け手へ貸し付けることとなります。

対象農地は先ほどの農用地利用集積計画での利用権設定と同じ農地に加えまして、今回、26ページの移転の内容が加わります。

また、今後の流れとしましては、別添資料にも記載しておりますが、センターが11月中旬に配分認可の申請となりまして、予定では11月26日に県が許可、そして、12月6日に県知事が公告し、この計画が決定する予定でございます。

なお、契約の始期は公告日の翌日であります12月7日の予定でございます。

終期については、先ほどの集積計画と同じでございます。

詳細はページのほうをお目通しいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第45号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ご質問、ご意見のある方、お願ひいたします。

どうぞ。

○19番 五十嵐弘樹委員

19番、五十嵐です。

すみません、ちょっと教えてもらいたいところがあります。備考欄に移動変更、酒田1から酒田3ですか。これはどういうあれなのかと。畑も1筆、酒田、畑というのがありますが、畑の賃借料がどうなのかというところをお聞きしたいと思っております。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの質問に対して、事務局、お答え願ひします。

○阿彦農地主査兼係長

支援センターへの貸し付けの際の賃借料設定が、先ほどもありましたが、例えば1万1,000円ということで、参考賃借料の区分に沿って設定されている場合、参考賃借料が変更になるとスライドを行うということになっておりまして、それが適用になるということの例が備考欄に書かれているものでございます。

なお、畑についても、同じく参考賃借料の区分ごとのスライドを予定しているものでございます。また議案書の訂正をお願ひいたします。議第45号について、23ページの上から6行目の土地の表示が、大豊田宇星川の地目が畑となっているところの整合性がとれておりませんので、ここを田と改めていただきまして、続いて、その下6筆まで、地目を田と訂正をお願ひいたします。大変申しわけありません。

なお、そちらについての備考欄にあります自動変更、酒田、畑というところについてはこのままになります。賃借料も4,000円ということで、このままになります。

続いて24ページです。上から3行目の土地の表示で横代字千代桜、こちらは地目が田で、このままとなります。賃借料も4,000円、備考欄の自動変更、酒田、畑もこのままということになります。申しわけありませんでした。

このたび配分計画案にありますものは、さきに本店会議で議決いただいているものになっております。その資料との相違がないように、このたび、議案書についてもさらに精査いたしまして、確認の上、やまがた農業支援センターのほうへ送りたいと思います。なお、ヒューマンエラーなどのチェックについても、事務局内で二重三重に確認をした上での今後の議案書の作成といたしますので、その点、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

本店会議の資料の確認をして、そちらが間違いでなければ、このままいきますが、もし違っていた場合は対応を速やかに運営委員会に諮って進めたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

そのほかご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、異議ないようですので……どうぞ。

○21番 富樫一彦委員

すみません、ちょっと確認したかったので、手を挙げさせていただきました。

議第44号 利用集積計画の農地中間管理事業で利用権設定した場合の賃借料の徴収期日と、45号で利用配分計画において賃借料の支払い期日、これについて正確な日付、時系列的なものを教えてくださいいただけますか。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま富樫委員の質問に対して、事務局、賃借料の徴収月日についてお願いします。

○阿彦農地主査兼係長

ことしに限っては、やまがた農業支援センターに確認をとりましたところ、未定ですという回答が来ております。

ただ、事務レベルでは11月25日に振替ができるように、今、口座のチェックを行っておりまして、そこが最終ということで、10月末までに口座確認を行う流れで動いております。そして、その後の支払いは11月30日の予定になろうかと思っております。ちょっとまだそのところは確証の話ではないのですが、とりあえず25日の振替にはまず間に合わせるというところでやっております。

○五十嵐直太郎 議長

富樫委員。

○21番 富樫一彦委員

いろんな契約書の中で、明確な日付は入っていないという理解でよろしいんですか。

○阿彦農地主査兼係長

支払いの期日については、契約書、農用地利用集積計画書上は毎年12月20日と定められておりますが、今、富樫委員からもご指摘ありましたとおり、さまざまな関係機関との連携の中で中間管理事業を行っているという都合上、11月30日を目標に頑張っております。

やまがた農業支援センターさんのほうにその旨申し入れておりまして、その調整の中で、今、11月25日にまず最初の振替がされるような事務手続を進めているところでありますので、なお、確認はとりますが、まず12月20日が最終期限、その前に早まれば11月末ごろということでご理解いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの説明で、富樫委員。

○21番 富樫一彦委員

努力していただいているということで理解するものでありますけれども、一番怖いのは、これまで1カ月ほど早くに支払いいただいて大変ありがたいんですけども、調整がつかずに、去年までは11月だけれども、ことしは12月だ、来年は11月だと、こういうふうに変にいじられることが一番、何か迷惑がかかっているということなので、この辺のことを手当てできるような協議なり、制度改正のほうをお願いしたいなと思っております。これについては、答弁は要りませんので。あと、それとまた別件ですけれども、資料のほうの総括表が出ておりますけれども、これについて、集積計画に上がってきて、配分計画で貸し付けになりました130筆と、借り受けも同筆全筆、来年からの耕作者が発生しているという理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐直太郎 議長

じゃ、事務局、お答えいただきます。

○阿彦農地主査兼係長

実のところ、中間管理事業に申請されましてもマッチングにならない、不成立のものも出てまいりまして、そのところについてはこの分には入っておりません。

そして、例年の事務流れになりますが、2月、3月ぐらいに、地権者の方にマッチングにならない旨はご連絡申し上げているところでして、取り下げする手続をお願いしたりしていますので、この総括表とはまた別の扱いになっております。

○五十嵐直太郎 議長

富樫委員、まず未成立の場合は……

○21番 富樫一彦委員

利用集積計画では契約が成立している。それもしていないという理解でいいですね。

○阿彦農地主査兼係長

はい。

○21番 富樫一彦委員

集積計画に出てきているものは、配分計画において全て同面積処理されているという理解でよろしいですか。

○五十嵐直太郎 議長

じゃ、主査。

○阿彦農地主査兼係長

全て出し手から借り手までのほうまで一連で契約が出される流れとなっています。

○五十嵐直太郎 議長

そのほか何かご意見、ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第45号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第45号については計画決定といたします。

閉 会

以上をもちまして、令和元年10月定例総会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

(午前 11時 5分 閉会)